

鹿沼市の学校運営協議会(コミュニティ・スクール)について



鹿沼市教育委員会事務局 生涯学習課

コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールは、家庭・地域のそれぞれの立場の人たちが合議制の機関である学校運営協議会を通して、学校運営に当事者意識を持って参画することによって「地域とともにある学校」に転換させる仕組みです。この仕組みの導入により、子どもたちの健全育成を確保するとともに、そこに関わる大人の学びの充実、つまり「地域の教育力の向上」も促し、ひいては地域の絆を強め、地域の次世代の担い手を育てていくことにもつながり、学校と地域の活性化を図ることが期待できます。

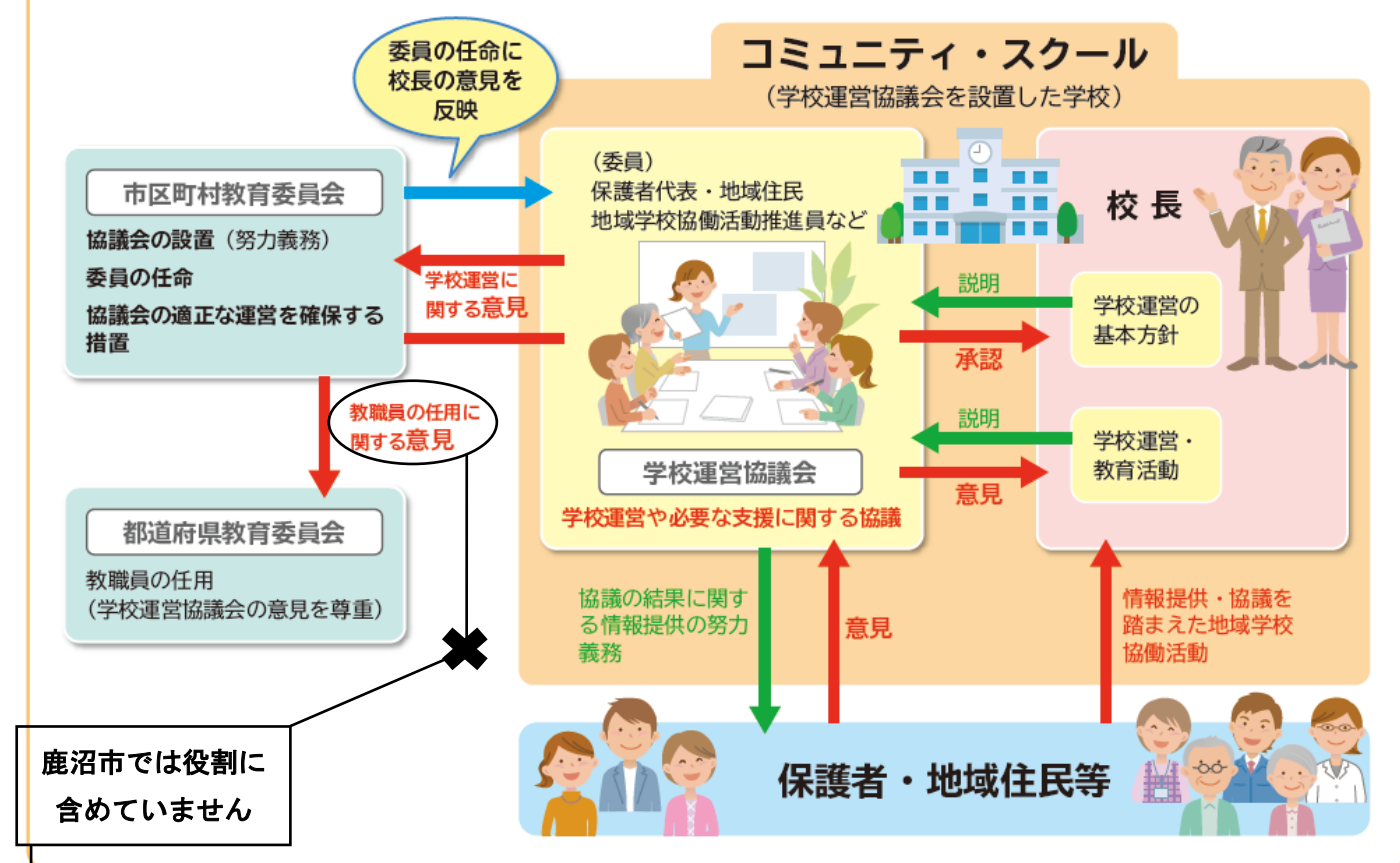
コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校

学校運営協議会とは・・・

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)の仕組み

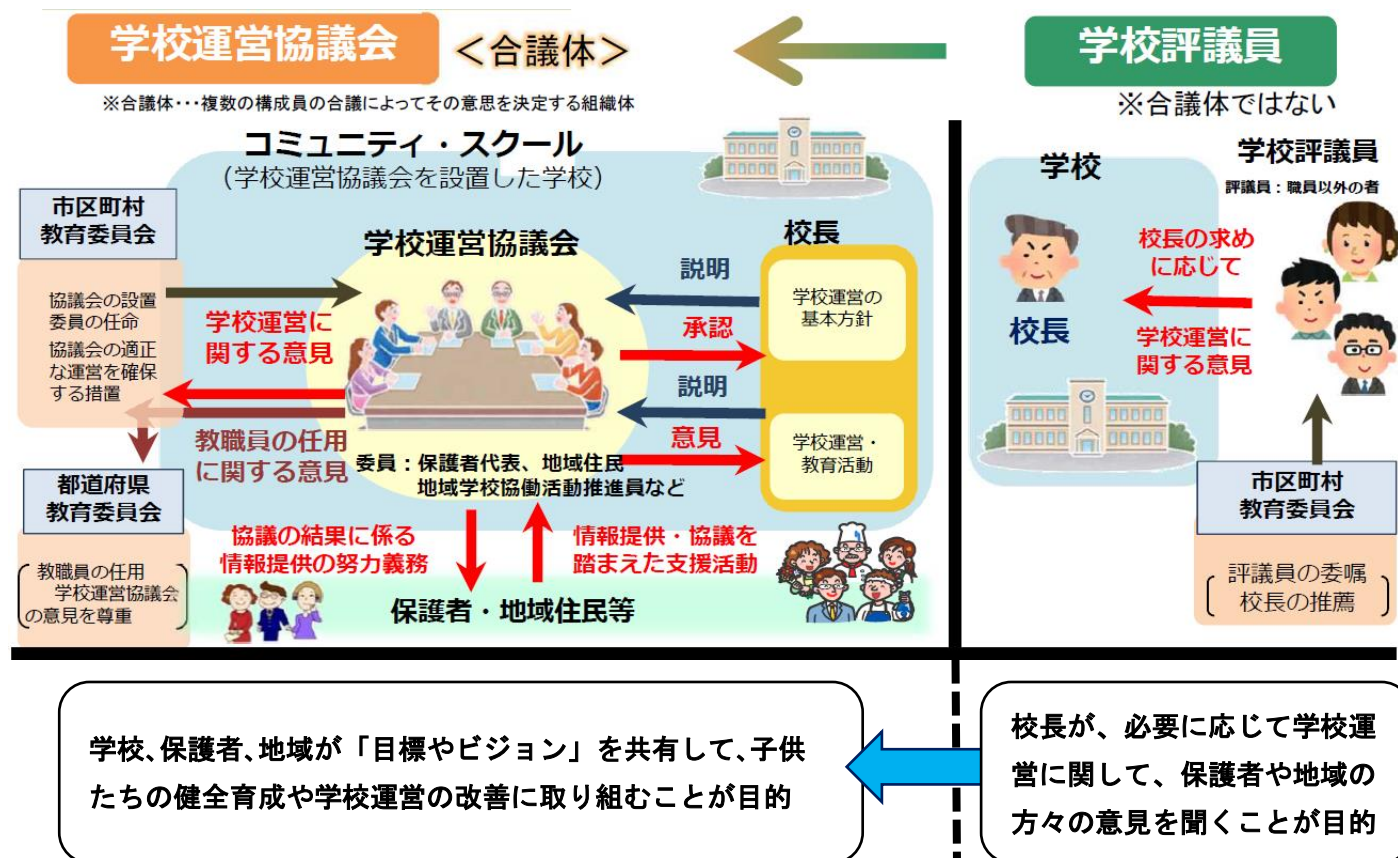


学校運営協議会の主な3つの役割 (地教行法第47条の6) ※令和2年4月～: 第47条の5

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

学校評議員制度から学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）へ

これまでの学校評議員制度は、評議員一人一人が意見を個別に校長へ述べる仕組みでした。学校運営協議会制度では、学校運営について校長を含めた委員の合議制による協議を行うことで、保護者や地域住民の当事者意識を高め、学校と家庭・地域の一体性が高まります。



コミュニティ・スクール導入のメリット

① 組織的・継続的な体制の構築＝持続可能性

校長や特定の教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。

② 当事者意識・役割分担＝社会総掛かり

学校運営協議会や熟議等を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。

③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができます。

校長の示した学校運営の方針を承認し、学校運営に積極的に貢献し、教育責任を学校だけに負わずに、地域や保護者も責任を果たしなさいということ。

【地域連携マイスター（廣瀬先生）より】

鹿沼市学校運営協議会の役割

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の6では、学校運営協議会の主な3つの役割が規程されています。ただし、鹿沼市では、必須条件ではない「教職員の任用に関する事項」については、定めていません。

① 「校長が作成する学校運営に関する基本方針を承認する」（地教行法第47条の6第4項）

校長の作成する「学校運営の基本方針の承認」を通じて、育てたい子ども像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有します。地域住民が校長とともに学校運営を背負っているという自覚と意識を高め、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援していただきます。そして、お互いに当事者意識を持って目指すところを共有し、協働的な活動へとつなげていきます。

② 「学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができる」（地教行法第47条の6第6項）

広く地域住民等の意見を反映させる観点から、校長が作成する基本方針の承認の他、学校の運営全般について教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができます。そのことにより、学校だけでは気づくことのできなかった学校の魅力や課題を共有することができます。学校運営協議会が教育委員会や校長に対して意見を述べるときは、個人の意見がそのまま尊重されるのではなく、保護者や地域住民の代表による合議体としての意見を述べることとなります。

③ 「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる」（地教行法第47条の6第7項） ※ 鹿沼市では定めていません。

各学校における学校運営協議会の設置に向けた準備

① ビジョンや課題を全員で共有し、共通の目標を設定する

近年、学校や地域が抱えている課題は複雑かつ多岐にわたっており、学校だけ、地域だけで解決することが難しくなっています。そのため、学校は地域の意見を取り入れ、地域との連携・協働を図りながら教育活動を展開していく必要があります。コミュニティ・スクールは、学校と地域が課題を認識し、共通の目標やビジョンを持つことから始まります。



② 組織づくり

学校運営協議会を組織するにあたっては、まず、教職員・保護者・地域住民に対して、設置した目的や仕組みなどの理解を図る必要があります。その際、学校評議員等の既存のしくみを生かすなど学校や地域の実情に応じた組織づくりを行います。

各学校における学校運営協議会委員選出について

※「コミュニティスクールの作り方（文科省）2019.10」より抜粋

学校運営協議会委員を選出するときのポイント

委員構成や人数・任期については、教育委員会規則で定めることとなりますが、実質的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数が必要であり、学校（校長）とともに行動していける委員を選定することが重要です。

なお、委員には保護者や地域住民、地域学校協働活動推進員等のほか、学校や地域の実情に応じて、大学教授等の有識者、教育委員会事務局職員（指導主事・社会教育主事等）等も考えられます。

- ・自治会代表
- ・公民館代表
- ・PTA代表（保護者代表）
- ・地域学校協働活動推進員

委員構成（例）

※市区町村や学校の規模に応じて、人数には幅があります。

- ・婦人会代表
- ・青年会議所代表
- ・おやじの会代表
- ・同窓会代表
- ・伝統芸能保存会代表
- ・民生委員代表
- ・接続する中学校の校長
- ・学校担当指導主事
- ・当該校 校長 など



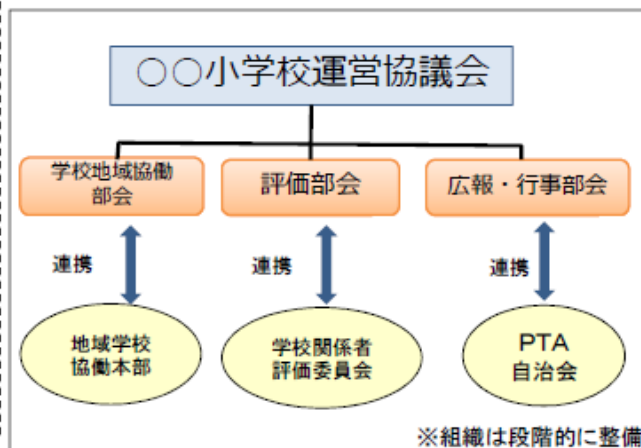
（当該校の校長を委員とする場合には、学校運営の基本方針の承認など、議題により議論や議決から外れるといった運用が考えられます。）

学校運営協議会の下部組織にいくつかの部会を置いているケースがあります。そこで、地域の人々との広いネットワークをもつコーディネーター的な役割の方（地域学校協働活動推進員等）が委員になるケースが多くみられます。

【More detail】

「学校運営協議会規則例」（→P25）や「条文解説」（→P21）を御覧ください。

<学校運営協議会の組織図（例）>



鹿沼市のコミュニティ・スクール導入の経過

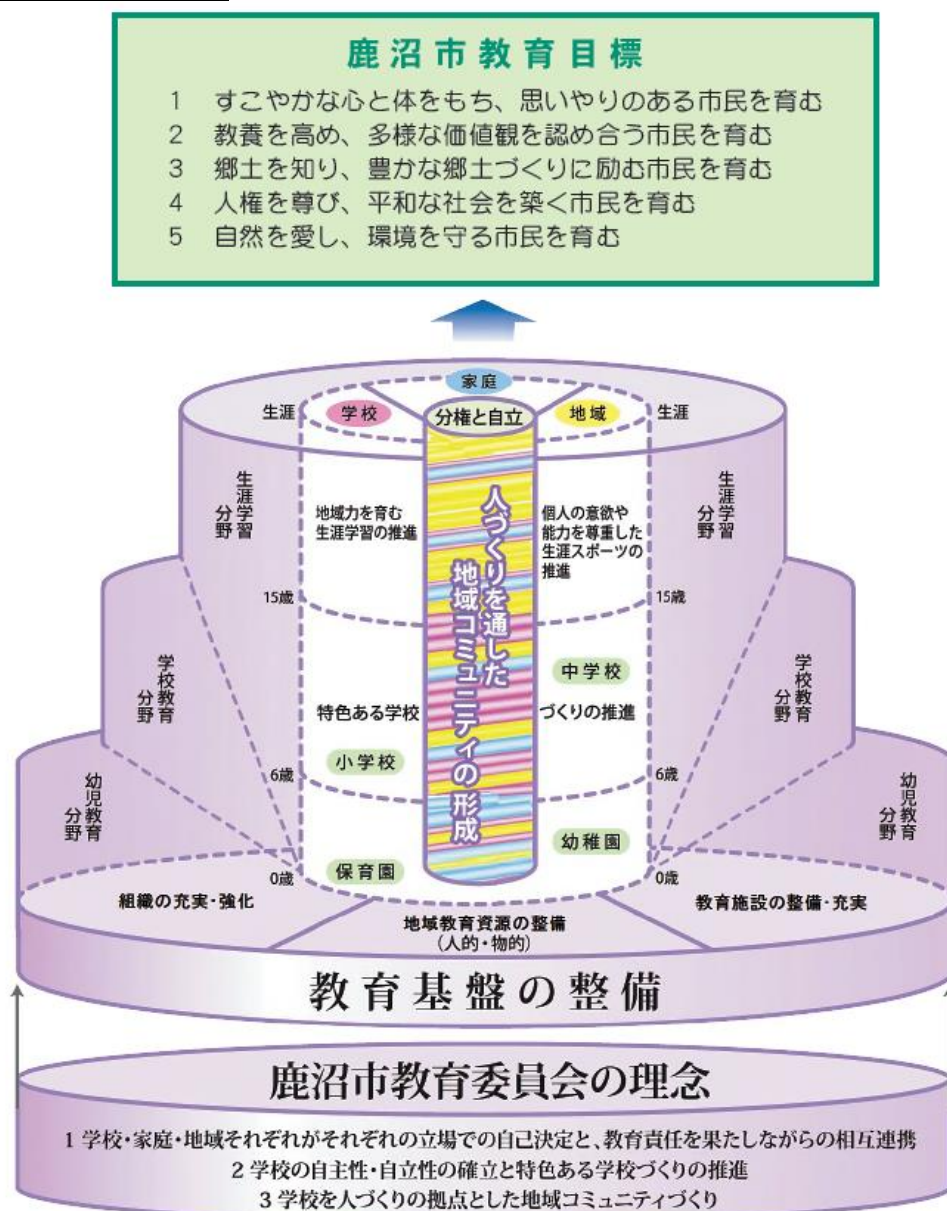
- ・ 「地域とともにある学校づくり」を目指して、全国で導入が進められているコミュニティ・スクールについて、平成29年の法改正により、市町村に導入の努力義務が課せられることになりました。
- ・ 鹿沼市においては、法改正を受けた29年度よりモデル校3校（北小・石川小・北犬飼中）において、推進委員会を設置し、導入の準備を開始しました。
- ・ 令和元年度より、モデル校3校において正式に「学校運営協議会」を設置し、コミュニティ・スクールとしての学校運営を開始しました。
- ・ 令和2年度から、津田小学校、南摩中学校において学校運営協議会導入の準備が始まり、令和3年度に導入されました。令和3年度現在、鹿沼市のコミュニティ・スクール導入校は5校となります。

【参考・引用資料】

コミュニティ・スクールの作り方（文科省） 2019.10
これからの学校と地域パンフレット（文科省）2020
地域学校協働活動ハンドブック（文科省） H30.1

【資料】鹿沼市教育ビジョンにおける位置づけ

鹿沼市教育ビジョン構造図



【教育ビジョン基本目標】

- 1 生きる力を育む教育の充実
- 2 未来へつなぐ教育環境の整備・充実
- 3 地域で育む教育の推進
- 4 市民が自ら取り組む学習や活動の促進
- 5 スポーツでつくる健康都市の推進

基本目標 1 生きる力を育む教育の充実

- 2 創意工夫を生かした学校づくり
- ② - 2 コミュニティ・スクールの導入検討